

# 特定機能病院の承認要件の見直しについて

## 第57回社会保障審議会医療部会におけるご意見について

- 次の指摘に対して、改めて、本検討会で確認することとしたい。

### 委員の御指摘

- 開設者と管理者の関係、管理者と医学部(教授会)の関係について明確化すべきではないか。

- 管理者が有する人事・予算権限について、具体的に明示すべきではないか。

- ガバナンス改革が適切に行われるよう、改革の実施状況について確認が必要と考えるが、どうか。

- 今回の改正においては、開設者と管理者の権限を明確化するとともに、管理者の選任方法を透明化し、開設者と管理者の関係について、整理を行ったところ。

医学部(教授会)との関係についても、必要に応じて、これらの対応の中で整理されるものと考えている。

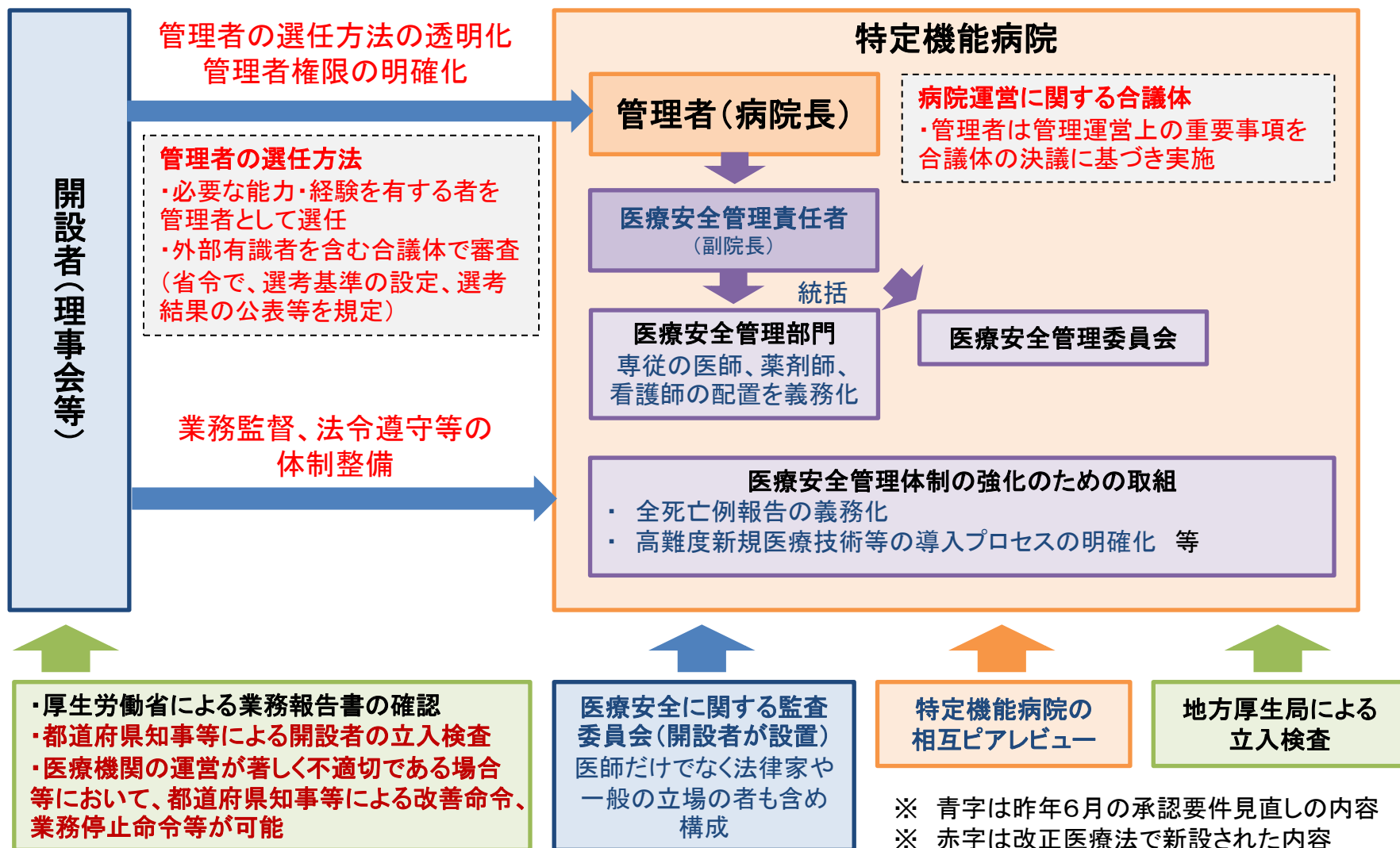
- 管理者が有する人事権や予算権について一律に定めることは、それぞれの法人の形態が異なるため困難である。しかしながら、医療提供の責任者である管理者が、病院の管理運営に必要な指導力を発揮し、医療安全等を確保できるよう、必要な権限を有するべきである旨、通知で明示することとする。

- ガバナンス構造は様々であり、開設者によっても異なることから、まずは、各病院の取組状況について、毎年病院から提出される業務報告書や、年に一度以上の立入検査時に、確認することとする。

今後、その確認状況を整理した上で、社会保障審議会医療分科会へ報告する。

# 特定機能病院のガバナンスに関する改正事項

特定機能病院は高度の医療を提供する使命が課せられているため、「医療の高度の安全の確保」を特定機能病院の承認要件に加えるとともに、管理者の義務とする(4条の2、16条の3)



## (参考)第57回社会保障審議会医療部会における主なご意見①

- 今回の提案で管理者の選任と病院の管理監督体制、双方に外部の人間が複数参画するような機関の設置ということが提案されているということは、非常によいこと
- 選任の方法に当たって、透明性が確保され、出身等を問わず最もふさわしい管理者が先行されるプロセスによるべきであるとして書いてあったと思うので、そのような選考プロセスになる必要がある。それをどのように担保するか。
- 大学のガバナンスというのは非常に大学の自治との関係もあり、悩ましいところと思うが、大学の学長選考組織の構成員は幅広い人選で、審査の公平性の観点から十分配慮することが必要となっており、特定機能病院においても、透明性確保と審査の公平性を担保できるような工夫をお願いしたい
- 大学には、学長がいて、医学部に医学部長がいて、病院は病院長がいる。診療に関する事故が起きた場合は、学長の責任なのか、医学部長の責任なのか、病院長の責任なのか、どこが責任なのか。大学病院のガバナンスを考える場合に、そこのところをきちんと整理しておく、明確化する必要があるのではないかと。
- 今回の改正の中では、病院内における人事においては病院長が権限を持つ。すなわち教授イコール診療科長ではなくて、診療科長は必ずしも教授以外の方でも診療科長としてふさわしい方を病院長が任命できるような、そのような形を明確化することで、病院長が診療に関する人事等に権限を持つことを明確化するということが入っていると理解している。
- 従来は医学部の教授会で病院長を決めているケースが多かったと思う。それが、今、少しずつ移行しているということが現状ではないか。病院長が力を発揮できるように、あるいは病院長の行動を今度、監査するための組織がきちんとできているのかどうか。それは医学部長の責任のもとに行うのか、設置者である法人のもとに行うのかということの整理が必要だと思う。

## (参考)第57回社会保障審議会医療部会における主なご意見②

- 改正前と改正後を見ると、どちらも開設者が管理者の任命をするのだけれども、管理者の任命の方法が変わったということなので、これは徹底する必要がある。
- 病院長は、私学を中心に地位が非常に低くて、理事会の理事にすらなっていないところがある。旧帝国大学も学部長より1段下と見ている。病院長の地位をたくさんの方々の命を預かっているわけだから、教育と並んで病院という立場でこの地位を上げていただきたい。
- 病院長の権限を明確化することは大賛成。医療安全の観点から言うと診療科横断的に管理者が権限を持つことができるようにすべき。必要となる一定の人事、予算執行権限については、大学によって、特定機能病院のそれぞれによって一定の範囲が違う可能性があるので、確認できるようにすべき。
- 今回の見直しは、適正な管理者が選ばれるという前提でつくっているが、適正でない管理者がなって、その管理者が人事、予算執行権を全部持ってしまったら、その病院はどうなるのか懸念がある。
- 開設者の監督体制も問題になるが、どういう仕組みになっているのか。
- 大学病院の場合、大学の学部、学長と医学部長と病院長と、もう一つは病院の医療安全委員長がすごく大事。関係性をきちんとシェーマで図にしてもらいたい。
- 開設者、管理者がもっと一体になって、ちゃんと特定機能病院を運用していただきたいということ。